

# 施設利用規約書

## ○第1条 規約の適用

本規約は、MAHOROBA FOREST Bouldering Space(以下当ジム)が管理運営する、クライミングジム(以下施設)における利用方法について定めたものです。本規約は、施設を利用する全ての施設会員(以下会員)に適用されます。

## ○第2条 施設の目的

本施設は、クライミング愛好者はもとより、クライミング未経験者など、より多くの人にクライミングを楽しんでもらえるように、クライミングの発展振興を図ることを目的とします。

## ○第3条 会員

施設の利用は会員制とします。但し特例として、他団体の責任のもと開催される単発の体験イベントや行事を当施設で行うときは、その参加者は会員登録を行わずに施設を利用することができます。

会員の条件は、第2条に掲げた目的、クライミングの危険性と自己責任の原則を理解でき、本規約、ならびに施設の約束事を遵守し、賛同できる健康な方とします。

会員登録には、施設が用意する誓約書に署名しなければなりません。

当ジムは、会員から取得した誓約書記載の個人情報についてその保護に努め、取得した個人情報は緊急時の連絡用のみに使用します。

会員登録が済んだ新規会員に対しては、会員証を交付します。会員は、施設を利用する際には会員証を提示しなければなりません。会員証の貸与・譲渡はできません。

18歳未満の会員登録は、本人とその親権者が連署した上、申し込むものとします。この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

中学生以下の生徒、児童、幼児が当施設を利用する場合、保護者が常に付き添うことを原則として利用を認めます。

次のいずれかに該当する場合、会員登録はできません。

- ・本規約上問題がある場合。
- ・登録時に話を聞いて辞退した場合。
- ・登録時にスタッフの話を聞かない場合。
- ・他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められたとき。
- ・安全に施設の利用ができないと認められたとき。
- ・施設設備等を損傷するおそれがあると認められたとき。
- ・医師に運動を禁止されている人。
- ・酔っ払い、酒気帯び、その他、従業員の判断で不適切と判断した場合

## ○第4条 施設の利用

会員は、本規約、ならびに施設の約束事に従って施設を利用しなければなりません。

施設の利用は、当ジム従業員が施設に滞在するときに限ります。また、利用の際は当ジム従業員の指示に従ってください。

施設利用の際は、本規約に同意して必要事項の記載を行ってください。

ゴミはすべて持ち帰りを原則とします。

次のいずれかに該当する場合、施設の利用はできません。

- ・本規約に同意できない場合。
  - ・本規約上問題がある場合。
  - ・他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められたとき。
  - ・安全に施設の利用ができないと認められたとき。
  - ・施設設備等を損傷するおそれがあると認められたとき。
  - ・医師に運動を禁止されている人。
  - ・酔っ払い、酒気帯び、その他、役員の判断で不適切と判断した場合。
- 営業時間及び受付時間は、店頭、パンフレット、ホームページにて開示します。  
これらの時間は当ジムの都合により変更されることがあります。

## ○第5条 利用料金

施設を利用するときは、決められた利用料を収めなければなりません。

施設利用料、会費、回数券等は、前払いとし払い戻しは不可とします

## ○第6条 クライミングウォール

施設のクライミングウォール(以下ウォール)をクライミング以外の目的で使用しないでください。

施設でクライミングするときは、運動できる服装に着替え準備運動を必ず行ってください。

ウォールは100%安全ではない。「ホールドは回るかもしれない、マットの継ぎ目に落ちるかもしれない」など、常に安全を意識して登ってください。

登るときには安全に着地できるよう意識して登ってください。最上部から飛び降りないで、一段下がって安全な体勢で両足から着地してください。

スポット(落ちてきた人が自分の足で着地できる体勢に導くこと)を行う場合を除いて、登っている人の下には入ってはなりません。

登るとき、登っている他の人と接触しないように譲り合ってください。

チョークの飛散防止のため、必ずチョークボールまたは液体チョークを使用してください。

終了点より上のコンパネのふちは持たないでください。バリがあったりネジが出ていたりする場合がありますが危険です。

ウォールの裏には鉄骨や鉄パイプがあり危険です、ウォール裏には絶対に入らないでください。

## ○第7条 施設の利用停止

次のようなとき、施設の利用ができないことがあります。

- ・なんらかの理由で当ジム従業員が施設に滞在できなくなったとき。
- ・ウォールの増築、又は補修のとき。
- ・行事開催のとき、又は当ジムが他団体の主催する行事に協力して施設を使用するとき。
- ・当施設が企画し実施する諸活動を行うとき。
- ・気象災害、その他不測の事態が起きたとき。

## ○第8条 近隣への配慮

大声、奇声や鳴り物の使用など、近隣の方に迷惑となる行為はお断りします。

扉の開け閉め等、音が出ることには配慮してください。

喫煙は施設内の指定された場所で喫煙してください。路上での喫煙はしないでください、近隣へ迷惑となります。

施設の前でたむろしないでください。

その他、ご近所の迷惑になるような行為は厳禁です。

○第9条 駐車場

駐車場は用意しておりません。周辺の駐車施設をご利用ください。  
駐車場で発生した盗難・事故について、当施設は一切の責任を負わないものとします。

○第10条 会員登録の取り消し

当ジム代表者は、次の各項の一つにあたる場合、会員資格の停止又は取り消しを行う事ができます。

- ・本規約、緒規則に違反したとき。
- ・会員として名誉を傷つけたり秩序を乱したとき。
- ・施設の器物を故意又は重過失により破損したとき。
- ・その他当施設の会員として不適当と認められたとき。

○第11条 緊急時

火災や地震などの災害発生時は、当ジム従業員の指示に従って安全に避難してください。  
会員は、脱出経路、消火器の据え付け位置を把握しておいてください。

○第12条 事故・怪我、その他損害

当施設は、会員に対して施設の提供を目的としており、当施設内で発生した事故・怪我について、当ジム、ならびに当ジム従業員はその責任を負わないものとします。ホールドの回転・破損、マットの隙間への落下、課題の性質による事故・怪我など、人工壁でのスポーツクライミングにおいて予見できる事柄についても同様です。但し、当施設に故意による過失、又は故意でなくとも重大な過失がある場合はこの限りではありません。

施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について当施設は一切の責任を負いません。又、会員は自己の責任に帰すべき原因により、当施設又は第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。但し、当施設に故意による過失、又は故意でなくとも重大な過失がある場合はこの限りではありません。

○第13条 変更

当ジムは、必要に応じ本規約内容の改正 及び本規約に定めない事項を定める事ができることとします。

○第14条 施行期日

2015年3月1日より、本規約を発行します。

以上